

保険業法施行規則の改正に伴う 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

令和元年 11 月 19 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

従来、本協会では、特別会員が有価証券を取り扱う場合には、預金等との誤認防止の観点から、特定の窓口において取り扱うとともに、預金等ではないことその他所定の事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示することとしていた。

銀行法施行規則及び保険業法施行規則においても、これと同趣旨の規定が置かれていたところであるが、平成 30 年 8 月 16 日付けで施行された銀行法施行規則の一部改正では、特定の窓口の設置義務が廃止され、所定の事項の掲示について、当該営業所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならないと変更された。これを受け、本協会では、預金等との誤認防止措置の水準を落とさないという前提の下、上記事項を実現する方策に関して検討を行い、保険会社を除く特別会員に限っては、自主規制規則においても、特定の窓口の設置義務を廃止し、所定の事項の掲示場所を定めるとともに、例外となる場合の説明方法等に関して規定することとし、平成 31 年 1 月 31 日に「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を一部改正し、同年 2 月 1 日に施行した。

一方、保険業法施行規則の改正は行われなかったため、保険会社に限っては、特定の窓口の設置義務が継続していたが、令和元年 10 月 15 日付けで施行された保険業法施行規則の一部改正では、保険会社においても、当該義務が廃止されたことから、本協会では、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を一部改正し、保険会社についても、有価証券を取り扱う場合には、他の特別会員と同様の規定とすることとする。

なお、本改正は、保険業法施行規則の一部改正に伴う改正であり、特定の窓口を廃止することに関する方策については、銀行法施行規則の一部改正に伴う同規則の改正時において、既に検討した事項であることから、パブリック・コメントは実施しないこととする。

II. 改正の骨子

○ 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

特別会員（特別会員が保険会社である場合に限る。）が、その営業所又は事務所において有価証券を取り扱う場合の、特定の窓口において取り扱う義務を廃止し、当該場合に預金等ではないことその他所定の事項を、窓口を利用する顧客がその場で目視できる場所に掲示するものとする。ただし、所定の事項の説明を、当該有価証券を取り扱う前に行い、かつ、約定までに書面の交付又は提示（タブレット端末等の画面表示

を含む。)を行う場合には、当該場所以外の場所に掲示することを妨げないこととする。
(第10条第3項及び第4項)

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和元年11月19日から施行する。

- 本件に関するお問い合わせ先
日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL 03-6665-6769)

以 上

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

令和元年 11 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(預金等との誤認防止) 第 10 条 特別会員は、定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「登録金融機関業務」という。）に関し、金商法第 33 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる有価証券（国債証券等（金商法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる有価証券並びに同項第 3 号及び第 5 号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）をいう。以下同じ。）及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。）を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、これら有価証券と預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>2 特別会員は、前項に規定する説明を行う場合には、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。</p> <p>1 預金等ではないこと（保険会社にあつては保険契約でないこと。）。</p> <p>2 預金保険法第 53 条に規定する保険金の支払いの対象とはならないこと（保険会社にあつては保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する補償対象契約に該当しないこと。）。</p> <p>3 金商法第 79 条の 21 に規定する投資者保護基金による同法第 79 条の 56 の規定に基づく一般顧客に対する支払の対象でないこと（特別会員が有価証券の預託を受ける場合に限る。）。</p> <p>4 元本の返済が保証されていないこと。</p> <p>5 契約の主体</p> <p>6 その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項</p> <p>3 特別会員は、その営業所又は事務所において、第 1 項に掲げる有価証券を取り扱う場合には、前項第 1 号から第 4 号ま</p>	<p>(預金等との誤認防止) 第 10 条 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 特別会員 <u>(特別会員が保険会社である場合を除く。)</u> は、その営業所又は事務所において、第 1 項に掲げる有価証券を</p>

新	旧
<p>でに掲げる事項を、当該有価証券を取り扱う窓口を利用する顧客がその場で目視できる場所に掲示するものとする。ただし、第1項の規定に基づく説明を、当該有価証券を取り扱う前に行い、かつ、約定までに書面の交付又は提示（タブレット端末等の画面表示を含む。）を行う場合には、当該場所以外の場所に掲示することを妨げない。</p> <p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和元年 11 月 19 日から施行する。</p>	<p>取り扱う場合には、前項第1号から第4号までに掲げる事項を、当該有価証券を取り扱う窓口を利用する顧客がその場で目視できる場所に掲示するものとする。ただし、第1項の規定に基づく説明を、当該有価証券を取り扱う前に行い、かつ、約定までに書面の交付又は提示（タブレット端末等の画面表示を含む。）を行う場合には、当該場所以外の場所に掲示することを妨げない。</p> <p><u>4 特別会員（特別会員が保険会社である場合に限る。）は、その営業所又は事務所において、第1項に掲げる有価証券を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、第2項第1号から第4号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。</u></p>